援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定就労継続支援Ｂ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の定員数を上限とする。以下この３において同じ。）を乗じて得た単位数を加算する。	援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
２～４　（略）	２～４　（略）
３の２～17　（略）	３の２～17　（略）
第14の２～第15　（略）	第14の２～第15　（略）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
介護給付費等単位数表	介護給付費等単位数表
第１　居宅介護	第１　居宅介護
１～４の２　（略）	１～４の２　（略）
５　福祉・介護職員等処遇改善加算	５　福祉・介護職員等処遇改善加算
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の446に相当する単位数	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の456に相当する単位数	（新設）